大飯原発差止訴訟［京都地裁］の原告を募集中

参加費は最初の5,000円のみでOK

第7次追加

（1）日本に居住していれば、年齢、性別、国籍などを問わず、誰でも原告になることができます。
すでに原告になっている方は、改めて申しこむ必要はありません。
（この用紙を、お近くの友人やご家族にお渡しして誘ってください。不明の場合はお問い合わせください）

（2）現在、すでに大阪地裁、大阪高裁、大津地裁などで「大飯原発」の差止を求める裁判の原告になっている方は、申しこむことができません。
（大飯原発が対象外の老朽原発40年廃炉名古屋訴訟や、すでに終了した裁判の場合は、申しこみOK です）

（3）訴訟の概略は、カラーパンフをご覧ください。

（4）くわしい「Q&A」は、京都脱原発原告団のWebでご覧いただけます。→→→

（5）下記の原告申込書を、次のいずれかにお送りいただければ、
必要書類や振込用紙一式をお送りします。

郵送：〒604-0857 京都市中京区蒔絵屋町280　ヤサカ烏丸御所南ビル4F
京都第一法律事務所気付　京都脱原発原告団
FAX：075－255－2507
Mail：meisei@pp.iij4u.or.jp（吉田明生）

1万人原告をめざしています！

9月末〆切

あなたも大飯原発差止訴訟［京都地裁］の原告に！

原 告 申 込 書

記入年月日	年　　月　　日	
氏　名		
ふりがな		
郵便番号 住　所(1) 住　所(2)マンション名など		
電話番号		
Mailアドレス （１文字ずつ独立させて明確に）		
その他質問など		

キ リ ト リ 線

京都脱原発原告団・弁護団は、いただきました個人情報を次の規程により管理、運営いたします。
1. 秘密の厳守：個人情報を当裁判手続き以外の目的で使用しません。
2. 譲渡、提供の禁止：個人情報を外部に流出あるいは譲渡、提供しません。

大飯原発差止訴訟[京都地裁]の三つの争点

[1] 若狭湾には，将来も M7 クラスの地震，基準地震動をこえる地震は来ないのでしょうか。

●ニッポンは地震国です。陸域ではどこでも M7 クラスの地殻内断層地震に見舞われることを覚悟しなければなりません。若狭湾でも近い将来に M7 クラスの地震が起きる可能性が十分考えられます。しかし現状では地震の直前予知はできません。若狭湾で M7 クラスの地震が起こった場合，大飯原発の揺れの強さが現行の基準地震動以内に収まる保証はありません。

●京都には福島から避難してきた人たちもたくさん住んでいます。その人たちに，若狭湾の原発群の事故で二度目の放射能汚染をさせるわけにはいきません。また，自分の子供や孫の世代に原発事故の放射能汚染の心配をさせることは決して許せません。

●危険な原発は，今すぐにすべて廃炉にしましょう。　（原告団長：**竹本修三**）

[2] 大飯原発の原子炉が置かれている地盤は，本当に堅固で硬く，地震に対して安全な岩盤なのでしょうか。

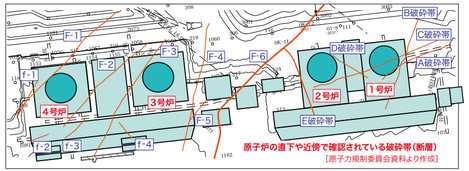

●大飯原発の敷地には 15 本の断層破砕帯があります（右図赤線青字）。関電が行った地質調査や地盤調査の元資料を詳しく調べたところ，断層に沿って深部にまで地層が乱れ岩盤が脆弱であることが明らかになりました。このような地盤は地震時に異常震動を引き起こします。

●関電は規制委員会の審査会合において，調査結果の生データを判りやすい正確な形で提示することなく，堅固な岩盤であると誘導する曖昧な表現によって地盤の脆弱性を隠蔽し，自分勝手な都合のよい地盤構造モデルを捏造して審査をすり抜けました。

●捏造された地盤構造モデルでは基準地震動は過小に評価されます。大飯原発は地震に対して安全であるとは決して言えません。　（原告団世話人：**赤松純平**）

[3] 大飯原発で事故が起こったとき，はたして避難できるのでしょうか。

●これまで，原発がいかに危険か，避難がいかに困難か，竹本修三原告団長をはじめ，多くの原告が陳述してきました。

●聖護院門跡・門主の宮城泰年，滋賀大学元学長（環境経済学）の宮本憲一，京都府立大学元学長（都市計画）の広原盛明の各氏。福島県やその近隣から避難してきた福島敦子，萩原ゆきみ，菅野千景，宇野朗子，太田歩美の方々。京都府北部の三澤正之，阪本みさ子，齋藤信吾，栢下壽，吉田真理子，小西洋一，西川政治，石井琢悟，近江裕之，今井崇，京都市の林森一，池田豊，松本美津男，西郷南海子，市川章人，兵庫県の高瀬光代の方々。（2019 年まで）

(Design by 大西 昇子、p.2～4 の Illustration by ホンマ ヨウヘイ)（2021 年 2 月発行 Ver.2）

原発のない社会を！

ⓒ yoshi/PIXTA(ピクスタ)

子どもたちの未来のために
生存が脅かされないために
命を最優先に行動するために
誰もが安心していきられるために

市民の声を広く集めて裁判所に届けよう！

京都脱原発原告団・弁護団

〒604-0857　京都市中京区蒔絵屋町 280　ヤサカ烏丸御所南ビル 4F
京都第一法律事務所 気付
Tel：075-211-4411　Fax：075-255-2507
Mail：kyotodatsugenpatsubengodan@gmail.com　Web：https://nonukes-kyoto.net/

3,323 名の 京都脱原発原告団

地震は止められないが,原発は止められると
集まった3,323人の市民

◆2011年3月の福島第一原発事故のあと国内の稼動原発はゼロになりました。

◆ところが，福井県にある関西電力・大飯原発は，当時の民主党政権のもと2012年7月に再稼働が強行されました。京都脱原発弁護団・原告団は，すべての原発を止める第一歩として，大飯原発の運転差し止めと損害賠償を求め，2012年11月，京都地裁に1,107名の原告で提訴しました。その後の第6次までの追加原告募集で，現在は，3,323名の原告団となっています。

◆弁護団長は出口治男・弁護士，原告団長は竹本修三・京大名誉教授です。

市民の願い,弁護団の熱意,研究者の知恵を結集し
脱原発を実現しましょう!

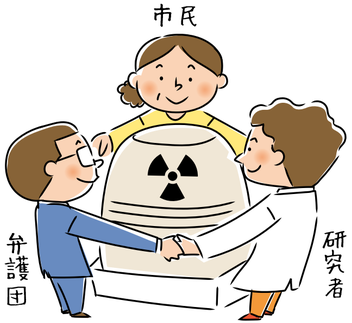

◆裁判期日の開廷前には毎回，裁判所周辺のデモを行って，脱原発裁判の意義をアピールしています。

▼2019年11月 第25回口頭弁論の開廷前デモ

これまでの原告団総会の記念講演（肩書は講演当時）

2013年（第1回）大島堅一さん（立命館大学教授）「原発のコスト」
2014年（第2回）田中三彦さん（サイエンスライター）「福島第一原発事故～地震と津波」
2015年（第3回）吉岡　斉さん（九州大学副学長，元政府事故調委員）「福島原発事故」
2016年（第4回）井戸謙一さん（福井原発訴訟［滋賀］弁護団長）「原発訴訟の展望」
2017年（第5回）纐纈一起さん（東京大学地震研究所教授）「耐震安全性における科学の問題」
2018年（第6回）平原和朗さん（地震予知連絡会会長）「日本の地震予知の現状」
2019年（第7回）樋口英明さん（元福井地裁裁判官）「原発訴訟と裁判官の責任」
2020年（第8回）石原和弘さん（前火山噴火予知連絡会会長）「日本の火山噴火予知の現状」

1万人原告をめざし 原告募集を再開！

今日は,あの年の3月10日かもしれません

◆あの年の3月10日，明日，あんな大きな地震がきて，あんな原発事故が起こるなどとは，誰も思っていませんでした。

◆若狭の原発で事故が起こったとき，子どもを守れますか。家族で避難できますか。今の生活と故郷を捨てることができますか。

あなたも原告に加わってください

さらに多くの声を裁判所に届けましょう

第７次の原告募集！

私たちは,大飯原発差止訴訟の原告です。
いっしょに脱原発の社会をめざしましょう。

◆石田　紀郎　（市民環境研究所，福島原発告訴団関西支部）
◆魚山　栄子　（新日本婦人の会 京都府本部）
◆内富　一　（NoBase!沖縄とつながる京都の会）
◆宇野　朗子　（3.11ゆいネット京田辺，「避難の権利」を求める全国避難者の会）
◆梶川　憲　（京都総評，原発ゼロをめざす京都ネットワーク）
◆川口　真由美（シンガーソングライター）
◆木原　壯林　（若狭の原発を考える会）
◆西郷　南海子（安保関連法に反対するママとみんなの会）
◆榊原　義道　（北山の自然と文化をまもる会）
◆宗川　吉汪　（日本科学者会議 京都支部）
◆槌田　劭　（使い捨て時代を考える会）
◆橋本　宏一　（日本国民救援会 京都府本部）
◆福島　敦子　（原発賠償訴訟 京都原告団 共同代表，大飯原発差止訴訟世話人）
◆藤井　悦子　（アジェンダ・プロジェクト）
◆守田　敏也　（フリーライター）　（2020年6月現在）

括弧内は個人の活動分野を示すもので，団体としての参加，賛同を示すものではありません。

**あなたの手で
子どもたちの未来を
守ってください**

大飯原発差止訴訟の原告になるには
①申込書，②委任状，
③参加費5000円が必要。

申込書などの送付先
〒604-0857　京都市中京区蒔絵屋町280
ヤサカ烏丸御所南ビル 4F　京都第一法律事務所 気付
Fax：075-255-2507

原告参加費用，カンパ，連絡を郵送にする申込金

■送金の郵便振替口座
口座番号 00990-8-144924
口座名義（加入者名）京都脱原発弁護団
（きょうとだつげんばつべんごだん）

■銀行からの振込の場合
ゆうちょ銀行 〇九九
（ゼロキュウキュウ）店
当座預金 口座番号0144924

［申込書と委任状は，原告団Web https://nonukes-kyoto.net/ からダウンロード可。希望により郵送もします。］
［原告へのお知らせはMLが基本。連絡を郵送にする申込金は最初のみ1000円。］